

「次期再犯防止推進計の策定に向けて（案）」について

宮田 桂子

第1 「基本的な方向性」について

1 対象者の主体性を念頭においた計画を

従来の計画では、対象者は、様々な政策の「客体」でしかなかった。

しかしながら、対象者が更生意欲をもってプログラム等に取り組み、障害があるのであれば障害受容をして福祉を受けることを了解することがなければ、どのように素晴らしい支援の施策や計画が立てられたところで、それは画餅にすぎない。

かような意味で、計画では、対象者が、更生や社会復帰を決意し、その生きづらさを解消するために主体的に行動する存在として位置づけ、対象者の動機付けを行い、顔の見える支援者とともに生きていけることを実感し得る計画である必要があるところ、「対象者の主体性を尊重し」ということが基本的な方向性に入ったことは非常に喜ばしいことと考える。

2 「個々の対象者が抱える課題に応じた「息の長い支援」を実現する前提

個々の対象者が抱える課題を、どのようにして知なのか、その課題を対象者本人とどう共有し、さらに支援者にどのように伝えるかということはとても重要である。この案の後のほうで、対象者のアセスメントや関係者への情報提供への言及がされるが、まさに、課題をどうやって見だし、対象者がそれを解消するために行き直せるような体制をどうやって作るかが重要である。

3 「国と地方自治体の役割分担を踏まえて」の前に

我が国の行政に対しては、「縦割り行政」という批判がされる。私は、大学時代、政治学の講義で「省あって国なし、局あって省なし、課あって局なし」という縦割り行政への批判を聴いたが、未だにこれは変わっていないように思われる。例えば、再犯防止を中心に担ってきた法務省においても、矯正局と保護局との連携が必ずしもうまくいっていないし、矯正の中でも、成人矯正と少年矯正との間の連携や考え方のギャップが収められたとは思えない。省庁をまたげばなおさらそのような状況があらうと思われる。地域生活定着支援センターについて、厚労省は、これが法務省の本来業務と考えているのではないかと感じることもある。

「再犯防止推進計画」のために、省庁の垣根を越えてこのような会議がされることで、国の縦割り行政の弊害を修正するための突破口が見いだせばよいと考えている。地方自治体の取組を要請する前に、まず国が変えるべきところを変えていくべきである。

第2 「重要な取組として考えられる事項」について

1 「個々の適正や社会の労働需要も踏まえた就労支援の充実強化」について

施設内から社会内への一貫した就労指導・支援スキームの重要性について認識されている点については評価したい。

(1) 支援する人の負担を減らして欲しい

そのためには、就労指導・支援をしようとする事業者、人に対する負担を減らすこと

を考える必要がある。過去、就労支援をしようとした事業者が、居住場所まで提供することを求められた例がある。この点については、自立準備ホームの増設や、居住支援法人を用いた支援を拡大するなどして、就労の支援をしようとする人が、住居まで支援することを求められないような体制を作る必要がある。このように、就労の支援者とともに、居住の支援者がいるということは、対象者が、例えば、対象者が就労に不満や心配があるが就労支援者には言えないという場合に、それを受け止めるアンテナたり得るのであり、支援者の連携、あるいは支援の複線化という意味でも効果があると考えられる。

また、支援者が面会に行こうとするときに、交通費が自弁となる場合があるし、支援を受けられたとしても1事業者には1人分の交通費しか出ないことがある。進んでこのように働いてくれる事業者に対して、費用まで負担させることには問題がある。この点については、福祉支援を検討してくれる外部の支援者についても同様である（福祉支援については、1円も交通費が出ないことがあると聞いている）。支援者が、持ち出しでの支援にならないような予算支出を考える必要がある。

そして、負担を減らすという意味では、「いきなり正規雇用」というのでは、支援者にもハードルが高いし、対象者にとっても不安が大きいのので、例えば、福岡県の非行少年に対するモデル事業のように、1週間の「お試し雇用」のような制度を作ることが考えられる。支援者を増やすためには、1人を正規雇用で雇ってもらうよりも、数名をインターンシップやアルバイトで預かってもらい、そのようにして働く中で支援者も対象者も了解すれば正規雇用にするほうが、支援者となるハードルも下がるし、対象者にとっても「聞いていて話と違う」「私には向いていない」という不満や戸惑いを防げるし、「折角雇ってもらったのに辞められない」というプレッシャーをかけずにすむ。正規雇用には及び腰でも、このような支援なら協力してくれる事業者はあると考えられる。

(2) 「コミュニケーション能力等の基礎的素養の向上」について

受刑者の約4割が知的境界域以下の知能であるとの調査がある。また、そもそも、受刑者の発達障害については全く調査がなされていない。知的障害や発達障害があれば、学習能力を発揮するための特別な支援が必要となる。発達障害は、コミュニケーションが上手くできない障害である。刑務所において、知的障害や発達障害、あるいは精神障害について、きちんと診断を行い、その能力に応じたソーシャルスキルのトレーニング等が必要であると考えられる。

2 「対象者の特性に応じた住居の確保の推進」について

被疑者支援業務は、地域生活定着支援センターを受託している団体が、入寮施設を持たず居住支援ができないという心配を解消するために、保護観察所を噛ませるスキームとなったはずである。新潟県保護観察所のように、福祉団体等に自立準備ホームとなってもらえるよう働きかけて成果を上げている保護観察所がある一方で、全国地域生活定着支援センター協議会が行ったアンケートで、地域生活定着支援センターに対する要望として「居住場所の確保をして欲しい」と回答した保護観察所も存在する。後者は、被疑者支援業務のスキームが考えられた趣旨に反する考え方であり、保護局においては、各地の保護観察所に対して、保護観察所の先進的事例を紹介して、各地の保護観察所が自立準備ホームを増やす努力をするよう、積極的に動いて欲しい。

3 「社会的な孤立を防ぐための地域社会における相談先の確保」

(1) 更生保護施設への金銭的支援を

ここには、「更生保護施設における訪問支援事業の充実」との言葉がある。法務省では、パイロット事業として、8施設に人件費を出して、訪問事業の充実を図ろうとしているが、訪問するためには交通費などの諸経費がかかることを忘れて欲しい。都内なら電車などの公共交通機関で比較的安価に移動することが可能であるが、地方都市なら車での移動をしなければならないこともあろうし、更生保護施設の退所者が同都道府県内で生活しているとは限らない。委託費の金額については、抜本的に見直して増額する必要があると考えるし、社会福祉施設として、厚労省の予算から、施設費を出していただくといった省庁を超えた支援も考えられるべきではないか。

(2) 「民間協力者の発掘」？

ここには「民間協力者の発掘」とあるが、保護司も確保できないところで、どうやって民間の協力者を確保できるのか、という疑問がある。例えば、兵庫県や愛知県、札幌で行われている「よりそい弁護士」の制度や、保護司によるよりそい支援なども存するが、費用支弁の裏打ちなく、善意のみに頼って、「よりそい」を期待することは危険である。鶏と卵の関係かもしれないが、どうやって予算（費用）を捻出するか、というのは極めて大きな問題である。

(3) 法務少年センターについて

法務少年センターの心理職の協力を得ることによって、個別の事案への支援だけでなく、更生保護施設職員等のスキルアップなども図り得ると考えられる。センターは県に一箇所しかなく、マンパワーに限界があるかもしれないが、心理職の支援は更生保護には不可欠であり、この点には期待するところが大きい。

4 「持続可能な保護司制度の在り方の検討と保護司活動に対する支援」について

保護司のなり手不足は、地域社会の崩壊もありやむを得ない面がある。

ヒアリングで提案された「組織として保護の対象者を受け入れる」法人保護司など、今までとは全く異なったスキームも検討に値すると思われる。とくに、昨今、障害のある対象者や刑の一部執行猶予による長期の薬物依存者など、「難しい」対象者が増えていることを考えれば、組織での対応や専門職による対応といったことを考えざるを得ないものとする。さらに、そうなると、現在のほとんど無償に近い委託費や保護司会への対応、保護司会費などの金銭負担を負ってまでやってもらえるのか、という問題も出てくる。

5 「地方公共団体の役割の提示と支援スキームの確立を含む取組の促進」について

役割分担のありようの例を1つ提示したい。

国と地方自治体の役割の提示について、一つ考えられるのが資格取得等についての国からの指示である。

相談支援専門員、介護支援専門員は、犯罪をした障害者、高齢者を扱う可能性が高い

ところ、これらの資格取得については、都道府県が講習を担っている。都道府県に対して、講習の内容に、刑事司法（矯正・保護を含む）や犯罪をした人の生きづらさについての科目履修を義務づけると、それらの専門相談員が、犯罪をした人たちを必要以上に怖がらない、拒絶しないという対応を導き得る。

様々な資格を洗い出し、犯罪をした人と接し得る資格について、国が資格を与えるものについては国が、都道府県が資格を与えるものは都道府県が、刑事司法等に関する知識を持ってもらえるための科目履修等を義務づけることが肝要かと思われる。

6 「特性に応じた処遇の充実強化及び犯罪被害者支援を踏まえた取組の推進」について

(1) 適切なアセスメントのための捜査資料、裁判資料の引継ぎを

現在、裁判段階で弁護人が福祉職の協力を得て作成した「更生支援計画」を矯正・保護に引き継ぐ試行がされており、生育歴や障害の存在、これから受け得る福祉サービスや協力を仰ぎ得る団体などの記載が役立っていると聞いている。翻って、裁判で取り調べられた証拠は、公開の法廷で取り調べられたのだから、国民が自由に閲覧できる性格のものであるところ、取調べられた精神鑑定、情状・心理鑑定、情状証人の証言や被告人質問等が出てきた情報が、矯正・保護で活用されているかといえばそうではない。検察官の「処遇意見」は比較的簡単な記載しかなく、障害の存在や被告人の生育歴、今後受け得る支援等について、裁判で取り調べられたものが、有機的かつ統一的に矯正、保護に引き継がれているかといえばそうではない。処遇意見を作る検察官にこの点がかかっている。一旦裁判が終わってしまうと、福祉関係者が裁判記録を閲覧に行くということは至難の業である。検察官の処遇意見が、もう少し有機的かつ実地的なものに変わる必要はないか。とくに、懲役刑と禁錮刑が統一され、処遇プログラム等の充実が図られるためには、対象者の適切なアセスメントのための十分な資料が必要なのである。そのためには、捜査資料、裁判資料は宝の山なのであり、それをどう引き継ぐかが重要な課題と思われ、法曹の、「判決まで」「処分まで」が仕事だ、という点こそ、転換の必要がある。

(2) 「①性犯罪者、薬物事犯者に対する処遇」について

「GPSの活用」の目的は制限されるべきである

GPSの活用によって、保釈や仮釈放が拡大するのであれば歓迎であるが、処分を終えた者、刑の執行が終わった者にまでGPSで監視をするというのは人権上問題があることを指摘しておきたい。

また、現在、薬物事犯者については、裁判において被告人が病院やDARCなどの民間団体に治療を受けるというので執行猶予（刑の一部執行猶予を含む）や仮釈放を得ることがあるが、釈放されるや、治療を拒絶し、親族宅や知人宅に帰住してしまうケースがある。治療が特別遵守事項になっている場合には、本来であれば、執行猶予取消や仮釈放取消による収監も考えられるべきであるのに、保護観察所が安易に帰住先変更をしてしまうことが少なくない。これでは、折角協力をしようとしていた民間団体の苦労が台無しである。収監しろとは言わないが、特別遵守事項とした以上は、それに違反した対象者に対しては、それを守るように指導すべきと考える。

(3) 「②高齢者・障害のある者等への支援」について

高齢者、障害者が社会復帰が容易になるためには、刑務所内で、介護認定や障害者

認定が可能になればベストである。少なくとも、障害のおそれや、認知症の程度などについて、刑務所内できちんと診断をし、その診断結果を社会と共有できるようにする必要がある。

また、地域生活に円滑に移行するためには、上記のような障害等の程度や疾病だけでなく、犯罪の内容（多くの場合には、犯罪の内容を聞いた方が、支援者が安心する。）や背景事情も含めて、支援者と共有していくことが重要であるし、刑務所医療のカルテの共有も必須である。例えば、「殺人罪」とだけ聞けば支援する気持ちが起こらなくても、介護に苦しんだ末の殺害であれば支援する気持ちになるだろう。また、そのような苦しみがうつ病に起因していることが診断されることもあろう。支援者が、対象者が了解可能な存在であり、生きづらさが那邊にあるかということ認識することは支援の動機付けにも関わってくることであり、そのうえで、どのようなサービス提供が妥当なのか、可能なのかを考え得るための情報としても重要だということである。

(4) 「③少年・若者に対する指導」について

継続的な修学支援だけでなく、少年・若者の居場所の支援は重要である。家族関係が悪い（虐待されている場合もあり得る）、住居環境（例えば、狭い家に幼いきょうだいと住んでいるために家で勉強したくてもできない子どももいる）が劣悪といった少年、若者は、自分の家以外の居場所が与えられなければ勉強することができないどころか、精神的な余裕も持ち得ない。多くの少年、若者の非行・犯罪は、居場所を求めた結果、巻き込まれるようにそれに至っているのであり、若者が一定の規則を守って騒いだり（例えば、演奏や歌などを手段とすることが考えられる）、同世代と群れたりできる環境を与えることができれば、非行や犯罪に走ることはなかった可能性が高い。現在、方々で「子ども食堂」が開催され、成果を上げているが、もう少し高い年齢でも、気楽に飲食などを理由に立ち寄ることができ、人と話せる場所が作られる必要があろう。

(5) 「④犯罪被害者等の立場や心情等を踏まえた指導」について

被害者に対して思いをいたせるようにすることは極めて重要なのだが、今日の生活も立ちゆかない状態で、他人のことを考える余裕が出てくるとは思えない。自分のことでも精一杯である人に、被害者を思いやれというのは現実的な要求ではない。対象者の「自立・自活」は、被害者を慮ることができるようになるための基礎であると考え必要がある。

(6) 「⑤その他の処遇施策」について

特殊詐欺の場合、組織の上のほうの者と、末端の者、とくに単発で出し子、受け子をしたような者との取扱は異なる。末端の者は、貧困は障害で犯罪に引き込まれた者が多く、そういう視点からの支援が必要である。一方、ある程度上の立場であった者については、金銭感覚が麻痺してしまい、多額の金を持つのが「当たり前」になり、拝金主義に染まり、まともに働く意欲を失っている場合がある。このような者には、堅実に生きることの重要性や社会貢献の喜び等が教えられなければ、到底、社会復帰は困難である。立場による支援方法は異なると考える必要がある。

また、SNS などを利用して、このような違法行為に（見ず知らずの）人を誘い込むことが行われていることを考えると、未然防止のためのサイバー捜査も重要になる。

8 「その他の分野横断的な課題」について

(1) 人材育成のためのネットワーク作り

「国・地方公共団体、民間を通じ、再犯防止を担う専門人材の育成を図る」というのだが、漠然とこのようなことを考えていてはならない。現在、支援を円滑に行っている民間団体は、地域でのネットワークを培っているところ、そのようなよい例を発信するような啓発が必要と考える。

また、犯罪をしている人への支援をしている人たちの多くは、「実際に会ってみたら、罪名とのイメージにギャップがあった。普通の人だった」ということをおっしゃる。例えば、自治体や福祉団体に、もっと刑事施設の見学にいらしていただき、そこで更生に向けて円滑に進んでいる受刑者に、自分の経験談を話してもらい、ということとは、犯罪をした人も普通の人だ、と知ってもらえる一つの方法ではなかろうか。多くの国民にとっては、犯罪をした人というのは、「どういう人だかわからない不気味な存在」なのであり、そうではないことを示す機会を増やしていくことが大事である。DARCでは、施設の見学者に対して、あるいは依頼された講演に際して、薬物依存の経験者の話をすることを重視しているが、そういう話を聞く機会があれば、薬物依存が遠い世界のことではないことがわかる。犯罪をした人は社会に出てはいけない、声を発してはいけない、というのではいけない。これは、犯罪をした人にとっても、自分自身を振り返り、主体性を学ぶ一つのツールになり得る。

(2) 法教育の重要性

我が国では裁判員裁判制度が採用されているにもかかわらず、刑事司法制度に対する国民への教育が極めて薄弱である。刑法 39 条への無理解など、裁判員裁判で適切な判断をするための必要な教育がなされていないことはこれまで出された判決からも明らかである。分野横断的な課題として最も重要なのは、国民が、刑事司法を知ることである。

(3) 「罪を犯した」とはいえない人たちの対応の重要性

嫌疑なし、嫌疑不十分で釈放された者は更生緊急保護の対象にはならない。しかし、障害があるなど、福祉の必要性が高い者が、嫌疑をかけられることが少なくない。

また、医療観察法の対象者も、執行猶予付判決等の有罪になった者もいるが、多くは刑法 39 条により犯罪にならないということで不起訴処分を受けた者である。しかしながら、このような医療観察法の対象者も、犯罪行為の構成要件該当行為をしており、しかも、精神障害があるということで、社会復帰が極めて困難である。

この計画は「再犯防止推進計画」ではあるが、上記のような人たちの生きづらさは、犯罪をした人とほとんど重なり合っている。犯罪を契機として福祉のニーズがわかった人たちをも包摂できるような形で、本計画が運用されることを強く望む。

以 上